

## 工事に係る低入札価格調査制度の概要について

## 1 主旨

低入札価格調査制度とは、調査基準価格（設定方法及び金額は非公表）を下回る額の入札があった場合に、企業経営への圧迫や下請・資材業者へのしわ寄せ等による工事品質の低下につながるリスク増加、中間検査や重点監督等の行政コストの増加等を防ぎ、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないか調査を行うものです。

なお、復旧・復興の迅速化に向けた当面の対応として、工事執行権者の判断により誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に替えることができることとしております。

## 2 失格基準

低入札価格調査対象者が、以下のいずれかの基準に該当する場合は失格とします。

（失格基準1）直接工事費に対する失格基準

ア 入札額（税込）が5千万円以下の場合

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.95

イ 入札額（税込）が5千万円超の場合

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額 × 0.9

（失格基準2）共通仮設費に対する失格基準

共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額 × 0.9

（失格基準3）現場管理費に対する失格基準

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額 × 0.7

（失格基準4）一般管理費に対する失格基準

一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.45

## 3 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件

落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回り落札者となった場合には、以下の内容を契約の条件とします。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では履行できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができます。

（1）契約保証金の引上げ

当該工事における契約保証金は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の3以上とする。

（10分の1から10分の3に引き上げる。）

（2）前払金の引下げ

当該工事における前払金については、約款第34条第1項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。（10分の4から10分の2に引き下げる。）

（3）配置技術者の複数配置（共同企業体の場合は代表構成員のみ適用。）

当該工事における配置技術者（監理技術者又は主任技術者）については、同等の資格を有する2名を配置するものとし、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要する。